

## 「岐阜県男女共同参画計画」の中間見直しについて

「岐阜県男女共同参画計画」（以下、「男女計画」という。）の中間見直しは、「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」（以下、「女活計画」という。）を統合するとともに、国の第5次男女共同参画基本計画の内容と整合性を図った上で、令和4年9月議会で議決を受ける方針を進める。

### 1 女活計画との統合について

#### (1) 女活計画との関係性

資料 3 - 2

- ・ 女活計画の根拠法「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は、男女計画の根拠法「男女共同参画社会基本法」の基本理念にのった法律である。
- ・ 男女計画は、社会のあらゆる分野（職域、学校、地域、家庭）を対象としており、女活計画はそのうち女性の職業生活に射程を限定している。

#### (2) 統合によるメリット

資料 3 - 3

- ・ 職業生活における女性の活躍をさらに推進するため、女活計画に位置付ける事項と、男女計画に位置付けられている固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組や女性の健康支援等、女性活躍の基盤となる事項を合わせて検討することで、多様で幅広い施策を一体的に推進することができる。

#### (3) 男女計画と女活計画の比較

資料 3 - 4

- ・ 男女計画は、女活計画を包括する内容となっており、統合が可能である。
- ※ 37都道府県が男女計画と一体的に作成

男女計画 政策の柱 2	女活計画 政策の柱
2 働く場における男女共同参画 【施策の方向】	
(1) 女性の活躍推進に向けた組織風土づくり	1 女性の活躍推進に向けた組織風土づくり
(2) 男性中心型労働慣行等の変革と ワーク・ライフ・バランスの実現	2 ワーク・ライフ・バランスの実現、 働き方改革の推進に向けた環境整備
(3) 女性の希望に応じたキャリアアップ に向けた支援	3 女性の希望に応じたキャリアアップ に向けた支援
(4) 農林業、商工業等の自営業における 男女共同参画の推進	

#### (4) 統合後の女性活躍の推進について

資料 3 - 5

- ・ 統合にあたっては、女活計画に該当する部分を明記するとともに、計画の名称変更（男女共同参画・女性の活躍推進計画等）や、政策体系の見直しなど、女性の活躍が後退することなくさらに前進するよう検討する。

- ・ 統合後も女性の活躍推進をオール岐阜県で強力に推進するため、「清流の国ぎふ女性の活躍推進会議」（以下、「推進会議」という。）は引き続き推進体制を維持する。

## 2 国の第5次男女共同参画基本計画について

資料3-6

- ・ 男女共同参画社会基本法に基づき、令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定め、令和2年12月25日に閣議決定された。
- ・ 男女計画は、根拠法である「男女共同参画社会基本法」において、国の「第5次男女共同参画基本計画」を勘案するよう定められていることから、中間見直しにおいて整合性を図る。

## 3 中間見直しスケジュールについて

資料3-7

- ・ 県民意識調査、女性活躍推進調査の実施 令和3年4月～
- ・ 国勢調査結果の公表 令和4年5月
- ・ 男女計画の改訂（統合含む中間見直し） 令和4年9月 議決

# 「岐阜県男女共同参画計画」と「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」の関係性

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は、「男女共同参画社会基本法」の**基本理念にのっとり法律**である。
- それぞれの法律に基づき、国の基本計画（又は基本方針）及び県の計画が策定されている。
- 「岐阜県男女共同参画計画」は**社会のあらゆる分野（職域、学校、地域、家庭）を対象**としており、「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」は、そのうち**女性の職業生活に射程を限定**している。

## 男女共同参画社会基本法

[目 的] 男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する

[第13条] 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画を定めなければならない

[第14条] 都道府県は、基本計画を勘案し、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画を定めなければならない

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

- ・ 男女共同参画社会基本法の**基本理念にのっとり法律**
- ・ 基本法は、社会のあらゆる分野（職域、学校、地域、家庭等）を対象とする一方、**女性の職業生活に法の射程を限定**

[目 的] 女性の職業生活における活躍を重点的に推進する

[第5条] 政府は、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、基本方針を定めなければならない

[第6条] 都道府県は、基本方針を勘案して、区域内における女性の活躍推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする

## 男女共同参画基本計画

- ・ 基本法第13条に基づく計画
- ・ **女性の活躍を含む**男女共同参画社会の形成のために必要となる施策の方向や具体的な取組、数値目標を策定

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

- ・ 女活法第5条に基づく方針
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に向けた政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示す

## 岐阜県男女共同参画計画

- ・ 基本法第14条に基づき、国の計画を勘案した計画
- ・ **女性の活躍を含め**、男女共同参画社会づくりを進めていくための指針

## 清流の国ぎふ女性の推進計画

- ・ 女活法第6条に基づき、国の方針を勘案した計画
- ・ 女性の多様な生き方を尊重しながら、女性がさらに活躍できるよう、女性の活躍を進めるための計画

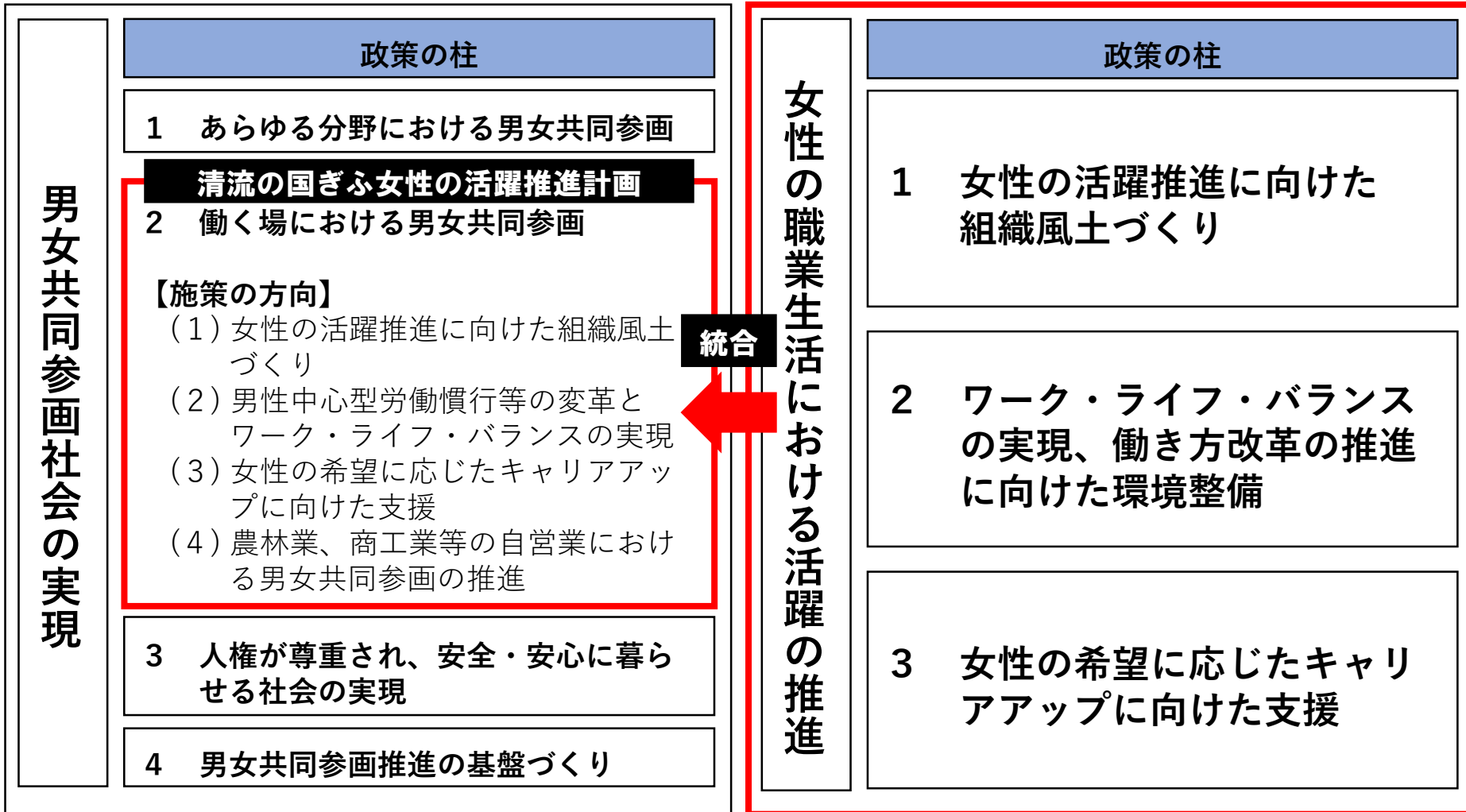
職業生活における女性の活躍をさらに推進するため、女活計画に位置付ける事項と、男女計画に位置付けられている固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組や女性の健康支援等、女性活躍の基盤となる事項を合わせて検討することで、

**多様で幅広い施策を一体的に推進**

○ 「岐阜県男女共同参画計画」には女性活躍が包括されているため、計画を統合することが可能である。

## 岐阜県男女共同参画計画

## 清流の国ぎふ女性の活躍推進計画



(参考) 37都道府県が男女計画と一体的に作成

- 女活計画の男女計画への統合後も女性の活躍推進をオール岐阜県で強力に推進するため、推進体制として「清流の国ぎふ女性の活躍推進会議」を引き続き維持する。
- 統合後の推進会議は、男女計画のうち、主に「女性の職業生活における活躍」に係る部分について積極的にご意見をいただく。

## 岐阜県男女共同参画計画

### 諮問機関

#### 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会

- 岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例第20条に基づく審議会
- 学識者、福祉、子育て、健康等、幅広い分野の有識者が構成員
- 男女共同参画計画の策定や変更等に係る知事からの意見の求めに応じ、調査又は審議を行う諮問機関



現状のまま維持

## 清流の国ぎふ女性の活躍推進計画

### 意見聴取機関

#### 清流の国ぎふ女性の活躍推進会議

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第27条に基づく協議会
- 地域経済団体の代表者等が構成員
- 女性の活躍推進に係る県全体での取組みの実施機関であるとともに、取組みの方向性の合意形成や女性の活躍に関する取組状況の評価・検証、それを踏まえた施策の検討を実施



統合後も引き続き、女性の活躍の推進体制を維持

# 審議会と推進会議の構成員

## 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会

氏名	所属・役職名
伊在井 みどり	岐阜県医師会 常務理事
岩佐 圭一郎	株式会社岐阜放送 総務局局長待遇兼部長
内川 紗矢香	公募委員
大井 理恵	岐阜県女性農業経営アドバイザーいきいきネットワーク 理事
片桐 妙子	特定非営利活動法人手をつなぐ女たちの会 理事長
木村 麻理	株式会社ママプロ 代表取締役
栗本 理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会 副事務局長
近藤 眞庸	国立大学法人岐阜大学 名誉教授
杉山 祐子	中部学院大学短期大学部 教授
高橋 由香	公募委員
長谷部 基司	一般社団法人岐阜県経営者協会 事務局長
広瀬 修	岐阜県議会厚生環境委員会 委員長
見田村 勇磨	弁護士
山崎 喜代子	岐阜市立長森北小学校 校長
吉田 理	社会福祉法人フェニックス 法人本部企画管理室長

## 清流の国ぎふ女性の活躍推進会議

氏名	所属・役職名
小川 信也	(一社)岐阜県経営者協会会長
鈴木 良春	(一社)岐阜県経済同友会筆頭代表幹事
久保田 一成	(一社)岐阜県建設業協会会長
山田 輝幸	(一社)岐阜県森林施業協会会長
村瀬 幸雄	岐阜県商工会議所連合会会長
岡山 金平	岐阜県商工会連合会会長
今井 哲夫	岐阜県中小企業団体中央会会長
櫻井 宏	岐阜県農業協同組合中央会会長
柳 憲嗣	(公社)日本青年会議所東海地区岐阜ブロック協議会会長
木村 麻理	(株)ママプロ代表取締役
田宮 亜矢子	太平洋工業(株)コーポレート企画センター人事部課長
大林 朋子	萩原北醫院事務長
西村 今日子	森松工業(株)取締役グループ営業企画部長
松野 英子	たんぼぼ薬局(株)代表取締役社長
横山 幸子	東濃信用金庫人事部人材開発課課長補佐
林 正子	国立大学法人岐阜大学副学長
安藤 摩里	(一社)日本少子化対策ネットワーク代表理事
安田 典子	特定非営利活動法人くすくす理事長
畑 俊一	岐阜労働局長
畠山 一成	中部経済産業局長
小川 敏	岐阜県市長会会長
岡崎 和夫	岐阜県町村会長
古田 肇	岐阜県知事

# 推進会議検討委員会の構成員

清流の国ぎふ女性の活躍推進会議には、本県の女性活躍を推進していくために必要な施策を検討するため、以下の検討委員会を設置

## ○ 推進体制

### 清流の国ぎふ女性の活躍推進会議

#### M字カーブ底上げ検討委員会

[目的]

25歳～34歳の女性の労働力率を少なくとも全国平均まで引き上げ、M字カーブの底上げを図る。

#### 女性管理職登用検討委員会

[目的]

女性管理職比率を全国下位から全国中位以上に引き上げる。

#### 女性の活躍総合支援体制検討委員会

[目的]

女性のライフイベントに応じた相談業務、女性の人材養成事業など様々な支援サービスを一元的に提供し、女性の活躍を総合的に支援する体制を整備する。

### 清流の国ぎふ女性の活躍推進会議検討委員会

区分	氏名	所属・役職名
M字カーブ底上げ検討委員会 (7名)	木村 麻理	(株)ママプロ 代表取締役
	田宮 亜矢子	太平洋工業(株)コーポレート企画センター人事部課長
	大林 朋子	萩原北醫院 事務長
	岩田 良	アース・クリエイト(有) 代表取締役
	別宮 理恵	日本労働組合総連合会岐阜県連合会 男女平等局長
	菊田 ちなみ	(株)十六銀行 経営管理部人事グループ
	吉田 理	(社福)フェニックス 法人本部企画管理室長
女性管理職登用検討委員会 (7名)	西村 今日子	森松工業(株) 取締役グループ営業企画部長
	松野 英子	たんぼぼ薬局(株) 代表取締役社長
	横山 幸子	東濃信用金庫 人事部人材開発課課長補佐
	山本 政明	損害保険ジャパン(株) 岐阜支店長
	長谷部 基司	(一社)岐阜県経営者協会 事務局長
	葛西 良久	(株)大垣共立銀行 人事部人事企画課長
	渡邊 正憲	(株)飛騨ダイカスト 代表取締役
女性の活躍総合支援体制検討委員会 (7名)	林 正子	国立大学法人岐阜大学 副学長
	安藤 摩里	(一社)日本少子化対策ネットワーク 代表理事
	安田 典子	特定非営利活動法人くすくす 理事長
	内川 紗矢香	岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会委員
	嶋崎 満	岐阜県中小企業総合人材確保センター センター長
	堀江 誠	岐阜県社会福祉協議会 福祉人材総合支援センター 所長
	早崎 章	岐阜労働局 職業安定部職業安定課長



# 国の第5次男女共同参画基本計画について


「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2年12月25日閣議決定)

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるもの

## ■社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- |                             |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響 | (5) デジタル化社会への対応            |
| (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加   | (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動 |
| (3) 人生100年時代の到来             | (7) 頻発する大規模災害              |
| (4) 法律・制度の整備                | (8) ジェンダー平等に向けた世界的な潮流      |

## ■計画の構成

- 
- I あらゆる分野における女性の参画拡大
    - 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
    - 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
    - 第3分野 地域における男女共同参画の推進
    - 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
  - II 安全・安心な暮らしの実現
    - 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
    - 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
    - 第7分野 生涯を通じた健康支援
    - 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
  - III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
    - 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
    - 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
    - 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
  - IV 推進体制の整備・強化

## 【参考】第4次計画の構成

- I あらゆる分野における女性の活躍
  - 第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
  - 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
  - 第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
  - 第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
  - 第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- II 安全・安心な暮らしの実現
  - 第6分野 生涯を通じた女性の健康支援
  - 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
  - 第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
  - 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
  - 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
  - 第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
  - 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
- IV 推進体制の整備・強化

# 国の第5次男女共同参画基本計画について

## ■主に追加された記載

第1分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指す。</li><li>・特に政治分野における女性の参画拡大が重要。</li></ul>
第2分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・人生100年時代を迎え、多様な働き方をより安心して選択できる環境の整備が必要。</li><li>・新型コロナウイルス感染症の拡大による女性の雇用、所得への影響の的確な分析、多様な働き方の新たな可能性を踏まえた対応を行うことが重要。</li></ul>
第3分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症の拡大による都市部在住者の地方移住への関心の高まり、地方の女性の働き方の新たな可能性を踏まえ、地方との関わりを希望する女性の積極的な受入れや地方の女性の多様な働き方を支えるための環境整備が重要。</li></ul>
第4分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・科学技術・学術は、人類社会の将来にわたる持続可能な発展のための基盤であり、IoTやビッグデータ、AI等の最先端の技術開発及びその技術を活用した製品、サービス提供等においても、男女が共に参画し、その恩恵を享受できることが重要。</li></ul>
第5分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症に伴う家庭内暴力の増加や深刻化による多様な相談手段へのニーズの高まりを踏まえ、非常時にも機能する相談支援体制の充実を図るとともに、被害者等の居場所づくりを進めることが重要。</li></ul>
第6分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある者により深刻な影響をもたらしているとともに、平時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化し、必要な支援も明らかになってきた。平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要がある。</li></ul>
第7分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることを鑑み、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要。</li><li>・人生100年時代を見据え、更なる活躍や健康寿命の延伸のために、治療方法に関する周知も含め、更年期前後からの健康支援が重要。</li><li>・新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱える妊産婦が安心して出産や育児をできるよう、助産師、保健師等による寄り添った支援を行うことが重要。</li></ul>
第8分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災・減災、災害に強い社会の実現には、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどの十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが必須。</li><li>・新型コロナウイルス感染症の拡大により、避難所運営等における感染症対策の取組が行われており、こうした取組にも男女共同参画の視点が反映されることが重要。</li></ul>
第9分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルスによる感染症の拡大によって顕在化した課題を踏まえ、各種給付金等様々な施策の効果が必要な個人に確実に届くように、男女共同参画の視点に立ち、各種制度等の見直しを強力に進める。</li></ul>
第10分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとするのが重要。</li></ul>
第11分野	<ul style="list-style-type: none"><li>・国際社会におけるジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントの進展を真剣に受け止め、国際規範・基準や国際合意等を国内施策に適切に反映していくとともに、国際的な取組に貢献していく必要がある。</li></ul>

# 国の第5次男女共同参画基本計画について

## ■主な成果目標

第1分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衆議院議員の候補者に占める女性の割合：30%（2020年） → 35%（2025年）</li> <li>・参議院議員の候補者に占める女性の割合：30%（2020年） → 35%（2025年）</li> <li>新) 統一地方選挙の候補者に占める女性の割合：35%（2025年）</li> <li>・民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合：課長相当職：15%（2020年） → 18%（2025年） 部長相当職：10%（2020年） → 12%（2025年）</li> </ul>
第2分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業における男性の育児休業取得率：13%（2020年） → 30%（2025年）</li> <li>新) 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）を受けた企業数：2,500社（2025年）</li> </ul>
第3分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>新) 地域における10～20代女性の人口に対する転出超過数の割合：0.80%（2025年）</li> <li>新) 土地改良区の理事に占める女性の割合：女性理事が登用されていない組織数：0、理事に占める女性の割合：10%（2025年度）</li> <li>新) 認定農業者数に占める女性の割合：5.5%（2025年度）</li> </ul>
第4分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>新) 大学の理工系の教員（講師以上）に占める女性の割合：理学系：12.0%、工学系：9.0%（2025年）</li> <li>・大学の研究者の採用に占める女性の割合：自然科学系全体で30% → 人文科学系：45%、社会科学系：30%（2025年）</li> </ul>
第5分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>新) 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数：60か所（2025年）</li> <li>新) 性犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数：47都道府県（2025年）</li> <li>新) 要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数：323か所（2025年）</li> </ul>
第6分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>新) 離婚届における「養育費分担取決めあり」のチェック割合：70%（2022年度）</li> <li>新) 65歳から69歳までの就業率（男女計）：51.6%（2025年）</li> </ul>
第7分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合：31%（2020年） → 33.6%（20年代の可能な限り早期に）</li> <li>新) スポーツ団体における女性理事の割合：40%（20年代の可能な限り早期に）</li> </ul>
第8分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村防災会議の委員に占める女性の割合：10%（早期）、更に30%を目指す（2020年） → 15%（早期）、更に30%を目指す（2025年）</li> </ul>
第9分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>新) 放課後児童クラブの登録児童数：152万人（2023年度末）</li> </ul>
第10分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>新) 「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合：ほぼすべてを目標としつつ、当面50%（2025年）</li> </ul>
第11分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>新) 在外公館の各役職段階に占める女性の割合 特命全権大使、総領事：8%（2025年）</li> </ul>

# 男女共同参画計画の中間見直しスケジュール

資料 3 - 7

- |          |     |                   |   |
|----------|-----|-------------------|---|
| 令和 3 年   | 5 月 | 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会 | ・ 県民意識調査の概要説明 ※調査時期：令和 3 年 7 月頃           |
| 令和 3 年 1 | 1 月 | 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会 | ・ 県民意識調査の結果報告<br>・ 計画改訂（女活計画との統合含む）について諮問 |
| 令和 4 年   | 1 月 | 清流の国ぎふ女性の活躍推進会議   | ・ 計画骨子案の意見聴取                              |
| 令和 4 年   | 2 月 | 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会 | ・ 計画骨子案検討                                 |
| 令和 4 年   | 6 月 | 清流の国ぎふ女性の活躍推進会議   | ・ 計画素案の意見聴取                               |
|          |     | 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会 | ・ 計画素案検討                                  |
| 令和 4 年   | 7 月 | パブリックコメント実施       |   |
| 令和 4 年   | 9 月 | 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会 | ・ 計画案の答申                                  |
|          |     | 県議会               | ・ 計画案の上程                                  |